

議員説明会 会議録

1 開催日時

令和7年11月21日（金） 午前10時00分～午前10時50分

2 件名

職員の働き方改革の推進に向けた開庁時間の見直しについて

3 議事録

（岩間総合政策部長）

ただいまから議員説明会を始めさせていただきます。

本日の1項目目、職員の働き方改革の推進に向けた開庁時間の見直しについて、総合政策部人事課の担当となりますので、ご説明をさせていただきます。

この事項につきましては、私の方から資料についての説明をさせていただきたいと思います。

お手元に配付しております概要版をもって、本日は説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、概要版の1ページ目を御覧いただきたいと思います。

働き方改革が必要とされている背景ということで記載しております。

市職員の働き方改革につきましてはこれまで、議会の一般質問等におきまして、時間外勤務の削減等の推進を図る必要性についてご意見をいただいているところでございます。

また全国的にも少子高齢化が進みまして、労働力人口が減少するという中で、国家公務員、地方公務員、ともに採用試験の受験者が減少するといったようなことで、人材の確保が難しくなってきておりまして、地方公共団体におきましても、職員の働き方改革につきましては、育児と仕事の両立ですとか、介護と仕事の両立などを図るということで、人材の確保と定着、それから能力の発揮を促すことが必要になってきております。

本市におきましても業務の改善、効率化に向けて、自治体DXの推進にも取り組んでおりますが、さらに行政の生産性を向上させるということで残業ありきの仕事の進め方を見直しまして、効率的に仕事を進めるために、柔軟な働き方ができるようになりますこと、そしてこれから組織体制や地域住民のニーズが変化した場合でも、職員が自ら業務の改善効率化を考えて推進していくことができる環境を整備するということが必要になっているということでございます。

このため開庁時間の見直しということで今回のご提案でございますが、早期の実現を目指したいということにつきましては、本年度の市長の施政方針演説に盛り込みまして、検討を進めてきたところでございます。

この度、その取組内容がまとめたということでご説明をさせていただくものでご

ざいます。

1 ページ目の下段、全国における取組事例についてご説明をいたします。

国におきましては、地方公共団体における女性活躍・働き方改革の推進を支援するということを目的としまして、平成 30 年 6 月に「働き方改革関連法」を制定し、超過勤務の命令の上限設定等について定めたほか、時差出勤それから早出遅出勤務やフレックスタイム制、交代制勤務などの制度を整備したところでございますが、このような制度については、この資料の「時差出勤制度、早出・遅出およびフレックスタイム制度の導入状況」の表が示すとおり、都道府県や指定都市に比べて市町村での導入は低調となっております。

その原因として考えられることは、市区町村においては、職員数が少ない中で、地域住民の来庁や電話等による相談、諸手続きに対する対応が必要でございまして、業務に従事する職員数が減る時間帯が発生する取組につきましては、導入が難しいためと捉えております。

そのような中で、市区町村において近年導入が進んでいる取組が「開庁時間の見直し」でありまして、導入事例の一端を「開庁時間短縮に取り組む主な自治体」としてまとめたものが、隣の表になってございます。

2 ページをご覧いただきたいと思います。

本市の現状についてでございます。

本市における開庁時間は職員の勤務時間と同じとをされておりまして、実質的に勤務時間前の出勤開庁のための準備をこの時間に行うということと、勤務時間後の勤務、開庁閉庁間際の時間帯に来庁した方などがある場合には、これを時間外勤務で対応することを前提とした勤務形態になっております。

法令遵守の観点からも、実質的に勤務時間の前後に勤務を強いることになる、勤務時間と開庁時間が同一である状況は見直す必要があると考えております。

時間外勤務の削減につきましては現在も各部署において、所属職員の業務を平準化する業務分担の見直しの取組を行ったり、部内の人事異動を、部長権限で柔軟に実施できる制度を構築したり、業務の効率化を図る自治体 DX の推進にも取り組んでおりますけれども、取組が各部署に委ねられている現状にあることから、全庁的な取組が必要であると考えております。

さらに宮沢賢治記念館、それから花巻市博物館等の社会教育施設につきましては、条例で休館日が定められているものの、これまで観光客の利便性を考慮しまして、長年にわたり週休日、休館日を実施していなかったり、職員の勤務時間と同じ午前 8 時 30 分からの開館としておりましたけれども、国内旅行の主流が、団体旅行から個人旅行へと変化し、観光客のニーズも多様化していること、それから、休館日を設けていないことによりまして、施設のメンテナンスが十分に行えないというような状況や、勤務のシフト体制を維持するために、人件費が増大しているといったような課題が生じております、これについても改善が求められる状況となっていました。

3 ページをご覧いただきたいと思います。

改善に向けた検証でございます。

この検証の実態調査でございますけれども、昨年、令和6年10月1日から31日までの23日間、朝8時30分から9時のAの時間帯、昼12時から1時までのBの時間帯、夕方4時30分から5時15分までのCの時間帯、のそれぞれその時間帯における窓口の利用件数を調査する方法で実施をいたしました。

資料の部署別対応件数をご覧いただきたいと思います。

このABCの時間帯調査の取扱いを見ますと、市民登録課が約39.3%と全体としては突出して多い状況となっておりまして、次いで国保医療課の17.5%、これはまず市民登録課の半分以下にはなります。次が収納課の8.8%という状況となっております。

また「時間帯別の本庁窓口における取扱件数を見ますと、この表の2段目の②というところに市民登録課の取扱件数がございますが、その取扱件数のうち、証明書発行件数、これを占める割合が表の6段目の右端、市民登録課の取扱件数全体の68.5%を占めることがわかりました。

調査期間全体、終日にわたっての本庁の窓口における取扱件数は、1万3963件でございまして、全体に占める各調査時間帯の取扱件数の割合は、表の下から2段目になりますが、Aの時間帯が3.2%、Bの時間帯が6.0%、Cの時間帯が4.2%でございまして、AとCの朝夕の時間帯の合計が7.4%という低い割合であることがわかりました。

さらに、このお取扱いの件数から、調査時間帯の証明書の発行に係る取扱件数を差し引きますと、Aが2.4%、Bが4.3%、Cが3.1%、全体では9.8%ですが、AとCの合計は5.5%になることから、各種証明書の発行というものにつきまして、今後コンビニ交付ですとかオンライン交付申請、これらを周知し、そちらに誘導を行うということによりまして、この影響はさらに小さくすることが可能であるということが分かったものでございます。

4ページをご覧いただきたいと思います。

ただいまご説明いたしました検証の結果を受けて、改善に向けた具体的な取組を構築いたしましたので、その内容をご説明させていただきます。

働き方改革の一つ目は、開庁時間の見直しでございます。

現在、8時30分から17時15分としております開庁時間につきまして、これを9時から16時30分までに変更しまして、75分間の短縮をしたいと考えております。

なお実施につきましては、来年1月の23日金曜日からの実施を、今は予定しているところでございます。

これにつきましては国の標準化システムが12月中の構築になっておりまして、例えば1月の早い時期からですと、システムに職員が慣れていないというようなことがあります、混乱を招く恐れがあること、また3月、4月になりますと転入転出等の届出の繁忙期にあたりまして、この時期に重ねることは避けたいと考えたこと、これらのことから1月23日金曜日からの実施を予定したいというものでございます。

なお検証しております昼時間の部分につきましては、これまで通り開庁するということで実施いたしますが、これまで職員が昼時間は交代で休憩をとる都合上、対応できる職員が少なくなるということで、手続きに時間がかかることがありましたので、これにつきましては、あわせてそのような状況にあるということについては周知をしてまいりたいというふうに考えております。

また本庁1階のレジ付近になりますけれども、12月からマイナンバーカードを利用したセルフ申請機器を設置いたしまして、証明書の発行につきましては、窓口ではなくても、その機械で申請していただくことで、受け取れるようにするというような対策もあわせて講じたいと思っております。

二つ目は「電話対応の見直し」でございます。

職員が時間外勤務を申請して事務を行いたいとしておりましても、なかなか電話についての対応が入りますと、本来の申請事務でない業務に忙殺されるというようなこともありますし、どうしても勤務時間が長くなるというような状況がございますので、申請した時間外勤務の内容を短時間で完了して、早く退庁できる環境を整備したいということで、8時30分前、それから17時15分以降の電話への対応は可能な限りなくすように見直しを行いたいと考えております。

電話の受付時間は、開庁時間ではなくて、こちらは職員の勤務時間内を基本といたしますが、勤務時間以外はダイアルインはこれまで通り守衛室に集約して対応いたしますが、新たに勤務時間以外の受電の際には、「勤務時間内のかけ直しのご案内と、「緊急の場合はお待ちいただければ守衛室に繋ぐ」という旨のアナウンスをしたいというふうに考えております。

電話対応の見直しに当たりましては、併せて市民サービスの質の向上を図るということはもちろんですが、それ以外に不当要求行為にも対応していくというカスタマーハラスメントへの対応も踏まえて、通話の録音も併せて行うよう変更したいと考えております。

次に5ページをご覧ください。

三つ目は、「窓口延長の見直し」でございます。

開庁時間の見直しに併せて、「窓口延長における提供サービスの見直し」を行うことといたします。

また年度末から年度当初におきましては、転入・転出の手続きで窓口が混雑する状況にございますので、「転入転出届の繁忙期についての土日開庁」を新たに行うことといたします。

窓口延長につきましては、現在も毎週木曜日に午後6時30分まで窓口延長を行って、証明書等の交付事務ですとか、資産税関係の届出の受付、納付書がある場合の公金の納付、児童手当等の手続き、医療費助成給付申請の受付などに対応しておりますが、この対応業務について、市のホームページ等で周知はしているものの、対応外の業務でこの窓口延長の際に来庁するという方が一定数いる状況にございますので、対応業務をこのたび、この開庁時間の見直しに併せて追加をいたしまして、開庁時間の見直し後も、この窓口延長は毎週木曜日に午後6時30分まで窓口延長を実施することとしたいと思います。

また、3月最終週の土曜日もしくは日曜日、4月第1週の土曜日もしくは日曜日の、併せて2日間にはなりますけれども、午前9時から午後4時まで、転入・転出・転居手続きを受け付ける、土日開庁を行い、利便性の向上を図りたいと考えております。

四つ目は、「社会教育施設の開館時間の見直し」でございます。

社会教育施設の開館時間と休館日につきましては、県内外の類似施設の例を見まし

ても、週1日および年末年始に休館日を設けることは妥当であると考えられますことから、これを実施したいと考えております。

また、開館時間につきましても職員の勤務時間を考慮し設定したいと考えておりますし、条例改正が必要な施設につきましては、12月議会の定例会へ議案を上程していきたいと思っておりまして、上程した上でお認めいただいたらば、令和8年の4月から早ければ見直しを行いたいと考えております。

図書館につきましては、現在、条例の定めのとおり、こちらは休館日や閉館時間が無理のない形で行われておりますので、今後、新花巻図書館の開館前に条例を見直すこととしておりますので、当面は現条例のとおり運営し、必要であれば新花巻図書館の開館に合わせた条例見直しの中で、こちらは改正を行っていきたいと考えております。

以上説明とさせていただきます。

ご質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

及川恒雄議員。

(及川恒雄議員)

ご説明ありがとうございました。

2点についてちょっと確認したいのですが、4ページの施設対応でパーテーション等により来庁者から職員の姿が見えないよう工夫すると、あとは掲示板を設置するというのはその通りだと思うのですが、この業務については誰がやる業務なのかちょっと確認したい。

(岩間総合政策部長)

藤原人事課長。

(藤原人事課長)

人事課の藤原でございます。質問の趣旨を確認させていただきたいのですが、設置するというのは、毎日誰が設置するかということになりますでしょうか？

具体的なことは、これから窓口の職員等と打ち合わせをしていくことになりますけれども、現状でも木曜延長の際には窓口の担当職員が設置したりしておりますので、同様の取扱いになるかと思います。

(岩間総合政策部長)

及川恒雄議員。

(及川恒雄議員)

なんでこんなことを聞くかというと、私も窓口業務をやったことがあるから分かるんですけど、結構窓口業務ってプレッシャーのかかる業務になろうかなというふうに思います。

現状でも窓口の方々がやっているということであれば、それはそれでいいのかもしれません、極力窓口の職員に負荷がかからなければいいのではないかという思いでの質問がありました。

2点目ですが、当面軌道に乗るまでの苦情とかですね、そういう対応はどこかで一本化するのか確認したいと思います。

(岩間総合政策部長)

藤原人事課長。

(藤原人事課長)

ありがとうございます。

今現在も総合案内には職員を配置しているところではございますけれども、本庁に関しましては、人事課の方で、落ち着くまでの間は窓口の方の様子も見ながら、確認してまいりたいと思いますので、対応するのは基本的には人事課ということになろうかと思います。

(岩間総合政策部長)

その他ございますでしょうか？

櫻井肇議員。

(櫻井肇議員)

概要版の3ページに基づいてお伺いをいたします。

中にはあの時間帯の窓口における事務取扱件数というのが、総合して出されておりますが、これを3町の総合支所で見た場合にやはり、同じような傾向なんでしょうか？

(岩間総合政策部長)

藤原人事課長。

(藤原人事課長)

お答えいたします。

支所に関しましては本庁と同様な調査は行わなかったところではございますが、各支所の市民サービス課の方にお伺いしましたところ、やはりこの朝の8時30分から9時まで、それから16時30分から17時15分までという時間帯については、比較的来庁者少ないということで、あまり影響はないものと伺っております。

(岩間総合政策部長)

櫻井肇議員。

(櫻井肇議員)

そうしますとこの3ページのやつは、あくまでもこれは件数が書いてありますが、本庁のみということになりますか。

(岩間総合政策部長)

藤原人事課長。

(藤原人事課長)

その様になります。

(岩間総合政策部長)

櫻井肇議員。

(櫻井肇議員)

次にこの本文の方でお伺いします。

いわゆる時間外勤務について述べられております。

令和6年度の本市における勤務時間外の時間数は9万9,212時間、1人当たり月平均10.2時間ということですが、この時間外勤務の時間数は、県内の他の市と比べて、どういうふうになってるのか、比較したものがございますか。

(岩間総合政策部長)

藤原人事課長。

(藤原人事課長)

申し訳ございません。他団体の比較というものは持ち合わせてございません。

(岩間総合政策部長)

櫻井肇議員。

(櫻井肇議員)

そういうのも、もしあればと思ったんですが。そうですか。

それではですね、県内の他市の中で、こういうふうに午後4時半までという勤務時間にしているという自治体はございますか。

(岩間総合政策部長)

藤原人事課長。

(藤原人事課長)

はい、お答えいたします。

県内ではまだこういった開庁時間の短縮を実施している市町村は、ございませんけれども、他市におきましても、現在検討を進めているということでして、現状ではありませんけれども、今後実施していく予定があると伺っております。

(岩間総合政策部長)

櫻井肇議員。

(櫻井肇議員)

最後です。

この開庁時間が早まるということとも関連すると思うのですが、いわゆる今全国的な問題になっている、市町村の庁舎におけるカスタマーハラスメントというような例はありますか。

(岩間総合政策部長)

藤原人事課長。

(藤原人事課長)

お答えいたします。

やはり長時間にわたり市役所にいわゆる居座りといいますか、そういった状況もあつたり、過度な要求と思われるようなこともありますけれども、そういったときは、相談体制としまして、各部で共有した上で総合政策部までご連絡いただいて、あとは警察に相談したりというような事例もございまして、カスタマーハラスメントについて職員に負担がかからないような取組は行ってございます。

(岩間総合政策部長)

その他ございますでしょうか？

佐々木精市議員。

(佐々木精市議員)

佐々木精市でございます。

まずは4ページですね。率直に言いまして、9時から16時半ということで、今までは午後5時15分だったのが午後4時半になるということだと思います。

それで、今後の周知の方法というのは、広報はなまき等でアナウンスしていくということだと思うのですけれども、率直に私がイメージを受ける形で、午後5時とか5時過ぎとかであれば、何となく想像がつくし、私達の古い考えなのかもしれませんけれども、9時～5時とか、9時～5時半とかという民間的な発想があるのですけれども、それが午後4時半となった場合にちょっとドキッとするような率直な意見があります。しかし、今説明があったように、この前半の方で働き方改革、今回のこの時間短縮は、市民サービスの低下が一番心配されると思うんです。市民サービスの低下と職員の働き方とのバランスなんですけれども、この説明するに当たって、職員の働き方改革なんです、という部分も説明があると思うのですが、この中における長時間労働を当たり前とする残業ありきの仕事の進め方を見直すのだということであるということ、この時間によって残業手当とか時間外手当みたいなものにどれぐらい影響が出るのかなと思います。

(岩間総合政策部長)

藤原人事課長。

(藤原人事課長)

はい、お答えいたします。

この窓口時間、開庁時間を短縮することによりまして時間外の削減が見込まれるということで、人事課の方で試算はしてございまして、あくまでも試算ではございますが、年間で3900万円を見込んでおるところでございます。

(岩間総合政策部長)

追加させていただきます。

時間帯につきましては、およそ1万6,000時間程度の時間外の削減を見込んでおりますが、この時間につきましてはあくまでも現在係長以下の職員についての時間外勤務の削減が予想されるという部分の試算でございまして、課長補佐級の職員も時間外勤務手当は発生しておりますが、こちらの方はまだ含んでいないというような状況でございます。これらを含むということになると、もう少し時間も多いですし、金額的な影響も大きくなるものというふうに思っております。

佐々木精市議員。

(佐々木精市議員)

何度もちょっと重複しますけれども、そうするとやっぱりこの説明って、ものすごく重要だと思うのです。

市民の方からすれば、なんだ時間短縮か、みたいなことを言うのと、やっぱりあと、人口減少によって仕事的な部分とかいろいろ負担もあると思うのですけれども、しかしやっぱりこの支所とか市役所に来て、いろいろな情報とか手続きをすることも一つの市民生活の大きな信頼と流れだと思ってるんです。

ですから率直なところを言って、やっぱり午後4時半になるということに関して、市民からちょっと理解されにくい可能性があるんじゃないかなっていう懸念とかはないでしょうか？

(岩間総合政策部長)

お答えいたします。

まずこの午後4時半という時間の設定でございますけれども、ただいま、一つの手続きに一番時間がかかるものにつきましては、例えば出生の届出ですとかということになりますと、1人の方で最低1時間、手続きがかかるというような状況になっております。

実際に例えば5時頃とかに出生の手続き等が来た場合ですけれども、複数の部署にまたがりまして、この手続きが今入ったので、待機をお願いしたいということで、時間外ですけれども、様々な部署の手続きが必要になりますので待機をお願いしているというような状況で、実際午後6時半7時ぐらいまで勤務することもあるというような状況を報告いただいております。

短時間で終わる手続きも確かにございますけれども、実際窓口の職員につきましては、月20時間を超える時間外勤務をしている職員も散見されるような状況でございますので、この時間外をなくしていくということであれば、まず1時間程度の時間外が

毎日発生するという状況を防ぐということも考えられるのかなということで考えたところですし、現在相談業務につきましては、会計年度任用職員の方々が専門的にそれを担っているというようなこともございまして、実際相談業務は午後4時まで終わっているというような現状もございます。

そこを勘案しまして、今回は4時半で終了させていただくことで、ほぼ時間内に窓口業務の諸手続きを終了できるのではないかと考えたところでございます。

ご理解をいただければと存じます。

その他ございますでしょうか？

鹿討康弘議員。

(鹿討康弘議員)

はい、大体理解できました。

いわゆる勤務時間は変わらないけれども、開庁時間を短縮して窓口業務を短縮とすると、来庁者人数が変わらないということを想定した場合、例えば午前8時半から来る人というのは自分の出勤前に来る人だし、例えば午後5時間際に来る人というのはいわゆる仕事終わりに来る人で、こういう人たちが、時間内である新たな時間帯に来るとすれば、いろんなことが想定されると思うんですね。

時間を短くしても来る人数は変わらないわけだから、いわゆる集中してしまうとか、そういうときに何か想定していますか。

(岩間総合政策部長)

はい。お答えいたします。

このことによって他の時間帯に集中する可能性があるのではないかということですけれども、その部分につきましては、元々その時間帯に来庁しての方々の人数も限られているというような状況もございますので、特に何らかの対応をするということは考えてはおりませんが、先ほど申し上げましたとおり、その多くが証明書の取得のためにいらっしゃるというようなことでございましたので、その証明書の発行につきましては、できるだけコンビニ交付ですとかそういうものを使っていただけるようにということで、今後、担当部署との協議等も必要な状況ではございますけれども、我々といたしましてはこういう状況にすることに伴いまして、コンビニ交付での証明書の発行手数料を、例えば割り引くといったようなことで、そちらの方に可能な限り誘導するというようなことも考えたいと思っております。また市役所における、今回は12月に、自分で申請して証明書の発行ができるような機器も導入いたしますけれども、この導入機器の使用状況ですとか効率性の状況も勘案しまして、効果があるようであれば、このような機器も市役所の方に増設したいというふうに考えているところでございます。

鹿討康弘議員。

(鹿討康弘議員)

はい、わかりました。

短縮された 75 分で、その時間というのは当然準備作業だとかいろんなことをして、多少余裕もできると思うんですけど、この短縮になった時間帯というのはどういった業務をするんですか。

(岩間総合政策部長)

藤原人事課長。

(藤原人事課長)

窓口の職員におきましても窓口業務以外の本来別の業務もございますので、そういった業務に使わせていただきたいと思いますし、これまでですと、例えば朝でも朝礼は 8 時半からということになるのですが、常に窓口を気にしながら、朝礼をしなければならない状況でしたり、課内での打ち合わせとか、協議といったような時間が十分に取れなかつたということもありますので、そういった時間にも活用できるかと思います。より業務改善とか、そういったところに充ててもらえればと考えているところでございます。

(岩間総合政策部長)

鹿討康弘議員。

(鹿討康弘議員)

はい、有効に使っていただければなと思います。以上です。

(岩間総合政策部長)

その他ございますでしょうか？

照井明子議員。

(照井明子議員)

私からは、開始時期が令和 8 年 1 月 23 日となっております。

そうするともう 2 ヶ月分ぐらいしかないのかなというふうに思っていますので、市

民への周知が間に合うのかというところの懸念、例えばこれが、例えば市政懇談会が各地でこれまで行われておりまして、その度に報告されていましたとかいう期間が設定されていれば、幾分周知も広まってきたんだろうなと思いますけれども、少し期間が短いという、このことについてのご説明をお願いしたい。

(岩間総合政策部長)

藤原人事課長。

(藤原人事課長)

議員おっしゃるとおりのところはあるんですけれども、冒頭でも申し上げましたとおり、実施するに当たりましては、まず担当の窓口等とも相談して、年度末となりますとやはり窓口が混み合う時期ということもありましたし、4月になりますと職員も定期人事異動ということで、不慣れな職員がやはり窓口に配置されるというようなこともありますので、年度末とそれから年度初めという時期は避けたいというところがございました。

あとは周知の関係につきましては、まず12月1日号の広報からお知らせしてまいりたいと思いますし、ホームページでも当然周知してまいりますし、その他窓口のカウンターですとか入口とか庁舎のいたるところに、そういったお知らせを張り出すことで今準備を進めておりましたので、そういったことで皆様にご理解をいただいていきたいと思っております。

(岩間総合政策部長)

照井明子議員。

(照井明子議員)

そういう対応になるでしょうけれども、それで十分市民に行き渡ればよろしいと思いますが、心配なのが先ほどもちょっと窓口に行ってきましたが、マイナンバー関係の手続きでたくさんの方もおいでになってるし、そして通常どおり午後5時15分まで開庁してるだろうということで、タクシーでおいでになつたりとかして、時間外で戻らざるを得ないみたいなことが発生したならば、非常に市民にとっては不利益といったようなことが発生します。

私は職員の働き方改革については否定しません。やはりこれは大事な視点だというふうに思っています。ただ取り組み方、準備の仕方、期間、これが少しちょっと期間を急いでるなというふうに感じたものですから、そのところと市民への周知というところがマッチングできれば、私は別に問題ないとは思うんですけど、そこを心配しての質問でございますので、そういった面については、くれぐれも市民の方々にご迷惑にならないように進めるべきだというふうに思っております。

先ほど佐々木議員がお話をした例、出生手続きに1時間ほどかかるとありました

が、例えば午後4時半前においてになった方は受け付けて、作業は行うということでおろしいですね。

(岩間総合政策部長)

藤原人事課長。

(藤原人事課長)

はい、お答えいたします。議員がおっしゃるとおりございまして、午後4時半になったのでここで終わりですということではございませんので、そちらはしっかりと対応したいと思います。

(岩間総合政策部長)

その他ございますでしょうか？

似内一弘議員。

(似内一弘議員)

はい。全体的な取組、職員の働き方改革というのは私も賛成をしております。

今、照井明子議員のお話にもありましたとおり、やはり周知期間等が短いのではないかなどというところが思います。

例えば今後どういう形になるかの想定で、先ほどもお話ありましたけれども、タクシーで午後4時半以降に来て、その人に断って帰ってもらうとか、あと朝早くこの時間しかないからと言って午前8時半に来て、仕事をこの時間しか年休取らなくて来たという人など、いろんなことが想定されるので、例えばなんんですけども、この1月23日という日付なんですが、試行期間を設けるとか、そういうことは検討されたのかどうか、そこら辺についてお伺いしたいと思います。

(岩間総合政策部長)

藤原人事課長。

(藤原人事課長)

お答えいたします。

試行期間を設けてということも検討した部分はございましたけれども、最終的に試行しましても、本稼働といいますか、内容は変わらないものと思いましたので、まずは実施して、もしこれで何か不都合があれば、やはり対応を改めるという検討をする

ということは当然あろうかとは思いますけれども、現時点で試行ということでは考えておらないところでございます。

(岩間総合政策部長)

似内一弘議員。

(似内一弘議員)

例えば試行期間であれば、本来であれば午後4時半までの期間だけれども、その4時半以降に来た人も、いや、本格開始は令和8年度からだからその部分は受け付けますよとか、そういったような柔軟な対応ができるのかなというふうに思ってお伺いしたところでしたけれども、この期間にこだわる理由というのがちょっと分からぬかなかなというふうに思ったところで質問したところでした。

あともう1点、開庁時間というのと、窓口時間というのは何か違うような気もしていて、開庁時間というと全庁的に開庁時間ということで、窓口だけじゃなくて、例えば契約管財課や建設部など、そういったところに業者さんが来いろいろなお話をするとか、そういったことも含まれると思うんですけども、それも全部午前9時から午後4時半の時間になるのか、その部分をお伺いしたいと思います。

(岩間総合政策部長)

藤原人事課長。

(藤原人事課長)

お答えいたします。議員おっしゃるとおり、建設部とか、そういったところも基本的には同じ取り扱いとなるのですけれども、今回これを検討するに当たりまして、建設部等にも状況をお伺いしたところだったんですが、あまりそういった業者の方等がこの時間帯にいらっしゃるということはないので、大きな影響はないというふうに伺ったので、同様の取り扱いと考えております。

(岩間総合政策部長)

はい。似内一弘議員。

(似内一弘議員)

はい。あと最後になります。

窓口といった場合に、同じような施設で、例えば指定管理に出しているようなところもあるかと思います。指定管理を見ますと、それぞれの時間帯でやっているのです

が、実際は市役所と同じ午前8時半から午後5時までだと思って来ている人、例えば振興センターなどそういうのがあると思うんですけど、今後そういったところに対する取組といったものはどう考えているのかお伺いをしたいと思います。

(岩間総合政策部長)

藤原人事課長。

(藤原人事課長)

お答えいたします。

今回は指定管理のところまで見直しの対象にしてはおりませんでしたが、そういう指定管理をお願いしている施設につきましては、これから担当課、担当部で検討を進めていくことになります。

(岩間総合政策部長)

追加でお話させていただきます。

全国的にもこの開庁時間の見直しというのは進んでいるんですけども、いずれの先進事例を見ましても、基本的には役場庁舎の窓口の時間ということで、例えば指定管理を出している部分とかにまで現在そこを広めているという事例はこちらでは確認していないところなんですが、現在の利用状況等これからも調査をしまして、短縮が可能であるというような判断になれば、その部分については指定管理者の負担軽減にもなりますので、実施は考えていくべきものというふうに思っております。

スポーツ施設等や文化会館等につきましては、大会の開会時間とか様々ございますので、一概に短縮するということが可能かどうかというと難しいところもあろうかと思いますけれども、検討できる施設につきましては検討を進めてまいりたいというふうに思います。

その他、ございますでしょうか？

はい。伊藤盛幸議員。

(伊藤盛幸議員)

似内議員の質問と同じですけれども、試行期間を設ける考えはないというお答えでしたけれども、やっぱりここは市民の方々の混乱を防ぐという意味からでも、ぜひ設けるべきと思う。例えば1月20日から1ヶ月間試行期間を設けて、2月から本格実施といったような形で対応できないものかということを意見として申し上げたいと思います。

(岩間総合政策部長)

藤原人事課長。

(藤原人事課長)

はい、お答えいたします。

今回この午後4時半までということになってはおりますけれども、担当課とも協議している中で、必ず、全てが駄目だよということではなくて、状況に応じて当初はやはりそういった混乱があると思いますので、市役所自体もこの時間で施錠してしまうというわけではございませんので、ある程度のそういった部分への配慮はしたいというふうには考えております。

(岩間総合政策部長)

試行期間として実施するかどうかということについては、ちょっと検討が必要かと思いますけれども、現時点におきましても、その日からきっちりともう午後4時半になつたのでお断りというようなことはなかなか難しいだろうということは、担当課の方とも打ち合わせをしておりますので、柔軟な対応という部分を、しばらくは続けるということで、試行期間と同等の対応になり得るというふうには捉えておりますので、ご理解いただければと思います。

その他ございますでしょうか？

それではご質問がないようでございますので、本日の1項目目につきましては、以上で説明を終了させていただきます。